

神奈川県労働局発表
平成26年3月27日(木)

担 当	神奈川県労働局総務部企画室	
	企画室長	安食 正明
	室長補佐	篠崎 勉
	電 話	045(211)7357

神奈川県労働局が神奈川県と協働して取り組む課題について方針を策定

—平成26年度神奈川雇用施策等実施方針— (地域の利用者の立場で協働を深める)

神奈川県労働局(局長 久保村 日出男)においては、地域の実情に即した施策を展開するため、神奈川県行政とのより一層の緊密な連携の下、職業安定分野に加え、労働基準、雇用均等分野を含む雇用・労働施策の全般について、神奈川県労働局と神奈川県が協働して取り組むべき事項を盛り込んだ「神奈川雇用施策等実施方針」(別添)を定めました。神奈川県労働局と神奈川県は、本方針を踏まえ、各種施策に協働して取り組んでまいります。

神奈川県労働局が神奈川県と協働して取り組む事項(ポイント)

1 雇用を通じて誰もが参加できる社会の実現

- (1) 神奈川県労働局長を本部長とし、神奈川県、教育委員会、経済団体及びその他自治体等を構成員とする「神奈川新卒者就職応援本部」を核とし、地域関係機関が一体となって神奈川における新卒者の就職支援を実施します。
また、神奈川県知事と神奈川県労働局長が直接県内経済団体を訪問し、若年者の雇用機会の確保等について協力要請を行います。
- (2) 若者応援企業宣言事業を拡大し、ハローワークに若者を対象とした求人を出した企業のうち、若者の採用・育成に積極的で詳細な企業情報・採用情報を公表する中小・中堅企業を積極的に支援するとともに、キャリアアップ助成金を活用し、非正規雇用労働者の無期雇用への転換、職業訓練、処遇改善等の正規雇用化を促進させます。
- (3) その他、違法派遣・偽装請負等の防止・啓発、女性の活躍促進、障害者の就労促進、福祉人材確保事業の推進、外国人労働者の雇用管理の改善、がん患者等の長期療養者に対する就職支援事業などを、神奈川県労働局と神奈川県が連携を図って実施します。

2 法定労働条件の履行確保、労働災害の防止及び労働者の心身の健康の確保

- (1) 若者の使い捨てが疑われる企業等に対する監督指導結果や「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」などを踏まえ、連携してセミナーの開催等の啓発や相談体制の整備などに取り組みます。
- (2) 労働災害を防止するため、公共工事発注機関連絡協議会の開催やパトロールの実施などで連携を図ります。また、石綿による健康被害の防止、メンタルヘルス対策、健康づくり対策、職場における受動喫煙防止対策などに関しても、連携して効果的に行政を推進していきます。

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

「仕事と生活の調和」の推進に向けて、連携して講演会を開催するなど労使の自主的な取り組みを促進させるための施策を講じていきます。

4 震災復興のための雇用対策

「かながわ『日本はひとつ』しごと協議会」を有効に活用し、効果的に事業を推進していきます。

(参考)

雇用対策法第31条（国と地方公共団体との連携）

国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

雇用対策法施行規則第13条

都道府県労働局は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他も雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下この条文において「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

同 施行規則第2項

厚生労働大臣は、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めるものとする。

同 施行規則第3項

都道府県労働局長は、第1項の都道府県労働局及び公共職業安定所における雇用に関する施策の実施に関し、雇用施策実施方針に定める事項について都道府県知事から要請があったときは、その要請に応じるように努めるものとする。

平成26年度

神 奈 川

雇用施策等実施方針

神 奈 川 労 働 局
神 奈 川 県

第1	神奈川の労働行政を取り巻く情勢	1
1	社会経済情勢.....	1
2	雇用・職場環境をめぐる状況.....	2
	(1) 雇用情勢	2
	(2) 職場環境	2
第2	現状と課題	2
1	雇用・生活安定の確保	2
	(1) 雇用創出と人材育成	2
	(2) 若年者・非正規雇用労働者の雇用対策.....	2
	(3) 生活保護世帯に対する就労支援の推進.....	3
	(4) 女性就業環境の整備と就業支援の推進.....	3
	(5) 障害者に対する就労支援の推進	3
	(6) 高齢者の雇用・就業機会の確保.....	3
	(7) 東日本大震災の影響と現下の雇用失業情勢への対応	4
2	人材ニーズに対応した職業能力開発の充実.....	4
	(1) ニーズを踏まえた職業訓練.....	4
	(2) ジョブカード制度の推進	4
3	法定労働条件の履行確保、労働災害の防止及び労働者の心身の健康の確保	4
	(1) 若者の使い捨てが疑われる企業等に対する取組	4
	(2) 職場のパワーハラスメントの防止・解決に向けた環境整備	4
	(3) 労働災害の防止.....	4
	(4) 石綿による健康被害の防止.....	4
	(5) メンタルヘルス対策の推進及び自殺対策	5
	(6) 健康づくり対策.....	5
	(7) 受動喫煙防止対策	5
4	仕事と生活の調和の実現.....	5
第3	神奈川労働局と神奈川県が協働して取り組むべき事項	5
1	雇用を通じて誰もが参加できる社会の実現.....	6
	(1) 新卒者の雇用促進	6
	(2) 若年者・非正規雇用労働者の雇用対策の推進.....	6
	(3) 違法派遣、偽装請負等の防止・啓発	6
	(4) 女性の活躍推進.....	6
	(5) 障害者の就労促進（障害者が誇りといきがいを持って働ける社会の実現）	7
	(6) 福祉人材確保事業の推進	7
	(7) 外国人労働者の雇用管理の改善	7

(8) 林業労働力確保対策	8
(9) がん患者等の長期療養者に対する就職支援事業の推進	8
(10) 神奈川県と神奈川労働局の協定に基づく一体的実施事業の推進	8
2 重層的なセーフティネットの構築	8
(1) 公共職業訓練、求職者支援制度によるセーフティネットの確保	8
(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進	8
3 法定労働条件の履行確保、労働災害の防止及び労働者の心身の健康の確保	8
(1) 若者の使い捨てが疑われる企業等に対する取組及び職場のパワーハラスメント 対策	8
(2) 労働災害の防止	8
(3) 介護労働者の労働条件確保改善・社会福祉施設の労働災害防止	9
(4) 石綿による健康被害の防止	9
(5) メンタルヘルス対策	9
(6) 健康づくり対策	9
(7) 職場における受動喫煙防止対策	9
(8) 医療分野の「雇用の質」の向上のための取組の推進	9
4 ワーク・ライフ・バランスの推進	9
5 震災復興のための雇用対策	9

平成26年度神奈川雇用施策等実施方針

(地域の利用者の立場で協働を深める)

社会経済情勢に対応した雇用対策の迅速かつ適切な推進、少子高齢化の進展への着実な対応、女性の活躍推進、労働者の心身の健康確保など、神奈川県において労働行政が果たしている役割は非常に大きいものがある。

神奈川労働局及び神奈川県は、雇用施策、仕事と生活の調和といった分野を中心に、持てる施策を結集し「協働」して対応していくこととし、ここに「神奈川雇用施策等実施方針」を共同策定するものである。

第1 神奈川の労働行政を取り巻く情勢

1 社会経済情勢

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、神奈川県の総人口は平成22年の904万人から平成52年には834万人に減少する一方で、総人口に占める65歳以上の割合は約35%まで上昇するとされている。神奈川県の人口が減少に転じる時期は平成31年頃と推計されているが、総務省が発表した住民基本台帳に基づく平成25年人口移動報告によると、川崎市が全国5位、横浜市が全国7位の転入超過となった一方で、横須賀市は転出超過数が全国一になるなど、神奈川県内では人口移動の地域差が生じている。

また、雇用情勢の改善が続く中で相対的に賃金水準が低い非正規雇用労働者の比率が高まっており、総務省が発表した労働力調査(全国)によれば、平成25年平均の非正規雇用労働者数は1,906万人で、労働者数全体に占める割合は36.6%となり、4年連続で増加する結果となっていて、非正規雇用労働者の活用が男女を問わず広がりを見せている。

県内の経済情勢については、平成24年秋以降に進んだ円安方向への動きや株価の上昇、エコカー補助金の終了に伴う反動減からの自動車販売の回復もあって上昇に転じてきている。日本銀行横浜支店が発表した平成26年3月の金融経済概況によれば、県内の景気について「緩やかに回復している」という判断がされている。また、浜銀総合研究所がまとめた平成26年度における県内経済見通しによれば、平成26年度の実質成長率を前年度比プラス0.5%と予測し、消費税増税後の反動減の影響で、年度前半には住宅投資や個人消費が大きく落ち込むものの、海外景気の持ち直しなどに支えられて輸出が増加し設備投資も増加が見込まれるところから、平成25年度に続きプラス成長を維持するものとされている。

企業の生産拠点の海外、県外への移転が進んでいるため輸出部門のけん引力は弱くなってきているが、一方で企業の研究開発拠点が他地域から神奈川県内に移転してくる例も増えてきており、加えて、神奈川県内には京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区やさがみロボット産業特区が設置されるなど、企業のチャレンジ意欲を刺激する様々な取組みも始まっている。景気回復に伴う企業収益の一部は研究開発費に向かってきており、豊富な人材やさがみ縦貫道路、横浜環状北線など高速交通網の整備が進んでいるといった優位性を活かしていくことが、県内経済の拡大、活性化に寄与していくものと期待されている。

2 雇用・職場環境をめぐる状況

(1) 雇用情勢

県内の雇用失業情勢は、平成25年における有効求人倍率（原数値）は0.68倍で前年比0.11ポイント改善された。リーマンショック後長く続いた円高で生産拠点の海外移転が進んだことで、製造業の求人ウェイトが大きく減少する一方で、卸、小売業や飲食サービス業、医療・福祉などサービス業の回復が早く、有効求人倍率を押し上げてきた。このため県内では近年、第2次産業から第3次産業へのシフトが進み、求人の構造変化につながっている。

平成26年1月の有効求人倍率（季調値）は0.78倍と、25年12月までで9か月連続の上昇となった。このことから、「一部に弱さが残るものの、持ち直しに向けた動きが広がっている。」としている。

今後については、4月の消費増税前の駆け込み需要の反動から、個人消費が一時的に落ち込むことも予想され、持ち直しの動きが広がっている雇用情勢についても、注視する必要がある。

(2) 職場環境

平成25年の神奈川県の間年総実労働時間数（労働者数5人以上規模事業場）は1,651時間（所定内労働時間は1,521時間、所定外労働時間は125時間、推計）となり前年に比べて21時間（推計）減少している。一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者を除いた労働者）については、2,005時間で、前年に比べて23時間減少している（毎月勤労統計調査—神奈川県）。

年次有給休暇の平均取得率は55.6%で、全国平均の48.0%を上回り、前年より3.8ポイント増加、全国平均との差は5.0ポイント拡大している（平成25年度中小企業労働事情実態調査）。

平成25年12月の現金給与総額（労働者数5人以上規模事業場）は前年同月比2.4%減となり、全国平均の0.5%増を下回っている。このうち、一般労働者は前年同月比2.9%減少、パートタイム労働者は0.3%増加となっている。（毎月勤労統計調査—神奈川県）。

平成25年の監督機関に対する申告処理件数は1,832件で前年に比べ174件減少し、平成22年以降減少傾向にあるが、平成25年9月の若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組の報道などの影響により、9月以降増加した。

平成24年の労災補償支給決定件数は脳・心臓疾患が23件で高止まり、精神障害が46件で増加傾向にある。

第2 現状と課題

1 雇用・生活安定の確保

(1) 雇用創出と人材育成

離職を余儀なくされた労働者に対し、スキルアップやスキルチェンジの機会を確保しつつ、成長産業への円滑な労働移動を促進するために、神奈川労働局は、神奈川県をはじめとした各地方自治体及び関連団体と連携を図り、離職者の再就職を支援する。

(2) 若年者・非正規労働者の雇用対策

景気が回復傾向にある中で、若年者及び非正規雇用労働者の正社員雇用化が課題となって

いる。

新規学卒者については、地方自治体・学校・経済団体等の連携を強化し、新卒応援ハローワークが核となって、在学中から卒業後まで就職をあきらめさせないための、一貫した切れ目のない支援を行う必要がある。

非正規雇用労働者のキャリアアップのための環境を整備し、雇用の安定・人材育成・処遇改善等を総合的に支援する必要がある。

(3) 生活保護世帯に対する就労支援の推進

生活保護受給者数の増加率は緩やかな伸びとなっているが、依然増加している状況にあることから、ハローワークと自治体が一体となった生活保護受給者に対する就労支援をさらに進める必要がある。

そのため、福祉事務所へ設置するハローワークの常設窓口の増設等により、ハローワークと自治体が一体となった就労支援の充実・強化を図る。また、失業等により生活保護受給に至った場合、就職できない状況が長く続くことにより、自立が困難になる傾向があることから、生活困窮者に対する相談支援をモデル的に実施する関係機関へ、ハローワークから巡回相談を実施するなど、生活保護受給者を含め広く生活困窮者を対象として就労支援を推進させる必要がある。

(4) 女性就業環境の整備と就業支援の推進

女性労働力の活用は重要であるが、出産前後で就労を継続している女性の割合はこの20年間大きな変化がなく、また、25～44歳で未就学児の育児をしている女性の有業率は41.1%（全国52.4%）と神奈川県が最も低くなっており、男女ともに子育て等を行しながら働き続けることができる環境を整備し、仕事と生活の調和の取れた働き方を実現することが必要である。

神奈川県を始めとする関係地方自治体や雇用均等行政等子育て女性等の就職支援に取り組む関係者による協議会を開催し、就職支援や子育て支援に関する各種情報の共有を図るとともに、就職支援に係る具体的な連携の在り方を協議し、地域の関係機関との連携の下で、子育てをしながら就職を希望する女性等に対する支援を実施することが必要である。併せて、事業主、男女労働者とも、女性の活躍推進や両立支援制度について、理解を深める必要がある。

(5) 障害者に対する就労支援の推進

平成25年6月1日現在において県内の民間企業の法定雇用率達成割合が全体の40%という状況であることから、事業主の障害者雇用に対する理解促進と、特に、実雇用率が低調な中小企業に対し重点的に雇用率達成指導を実施していく必要がある。

また、障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関や事業主団体、神奈川県や県教育委員会との連携等を図り、職場実習先の確保や企業見学会等を実施することにより、就労支援機関や医療機関を利用している障害者や特別支援学校の生徒等について、企業等での雇用を促進させることが必要である。

(6) 高年齢者の雇用・就業機会の確保

改正高年齢者雇用安定法の施行を踏まえ、高年齢者に対する再就職支援を充実・強化しつつ、健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会「生涯現役社会」の実現に向けた取り組みが必要である。

(7) 東日本大震災の影響と現下の雇用失業情勢への対応

東日本大震災により県内に避難している震災被災者に対し、ハローワークの全国ネットワークを活用した効果的なマッチングを図る必要がある。

2 人材ニーズに対応した職業能力開発の充実

(1) ニーズを踏まえた職業訓練

新たな知識・技能の習得を通じ離職者等の再就職が促進されるよう、成長や雇用吸収が見込まれる分野を中心に職業訓練を推進し、労働市場の動向や労働者の適性に応じた適切な支援を行う必要がある。そのため、地域の人材ニーズを的確に把握のうえ、人材ニーズを十分に踏まえた職業訓練の設定が重要である。

(2) ジョブ・カード制度の推進

非正規雇用労働者等の職業能力形成の機会に恵まれなかった者に対し、職業能力の習得を促進し、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを通じた就職支援を行う必要がある。

3 法定労働条件の履行確保、労働災害の防止及び労働者の心身の健康の確保

労働者を取り巻く様々な社会情勢や生活習慣の変化等を背景として以下のような問題が生じており、対応が求められている。

(1) 若者の使い捨てが疑われる企業等に対する取組

劣悪な雇用管理を行い、若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、各方面での存在と対策の必要性が指摘されている。これらの企業等においては、長時間労働や賃金不払残業等法定労働条件に係る問題の存在が想定されることから、神奈川労働局と神奈川県が連携して労働基準関係法令の周知や相談体制の強化等の対策を講じる必要がある。

(2) 職場のパワーハラスメントの防止・解決に向けた環境整備

近年、職場のいじめ・嫌がらせ問題に係る相談件数が増加傾向にあり、「若者の使い捨てが疑われる企業等」への取り組みにも盛り込まれているなど、職場のパワーハラスメント対策の推進は、労働行政にとって重要な課題となっており、国と県が連携して予防・解決に向けた取組をより一層推進する必要がある。

(3) 労働災害の防止

平成25年の労働災害は、全産業での死亡者数が43人（平成26年3月11日現在）で昨年同期比1人減少しており、休業4日以上死傷者数については、全産業では6,380人（平成26年2月28日現在）で前年同期比3.0%減少している。

平成25年度から平成29年度までの5か年で「第12次労働災害防止推進計画」に基づき労働災害防止推進していくこととしている。平成26年の災害減少目標は死亡者数42人以下、休業4日以上死傷者6,200人以下にすると設定しており、災害多発業種、災害増加業種を重点に各種対策を実施していく必要がある。

(4) 石綿による健康被害の防止

石綿による健康障害は社会的に問題となっているところであり、今後石綿が含有された建材を用いた建物の解体等の作業が増加することが見込まれる。このため、ビル等解体工事における石綿含有耐火被覆材等の労働者へのばく露防止対策の徹底を図るためには石綿障害予

防規則等を所管する神奈川県労働局と建築基準法、建設リサイクル法及び廃棄物処理法を所管する神奈川県との連携が重要である。

(5) メンタルヘルス対策の推進及び自殺対策

神奈川県内の平成25年の自殺者数は、1,588人（警察庁統計）であり、平成22年以降減少傾向を示しているものの、依然として多く、その3割以上が勤労者により占められている。

また県内の精神障害等の労災補償請求は、平成24年度が91件と前年より若干減少したが、依然として高い件数である。これらの現状に対しては、職域の取り組みと家族を含む地域での取り組みが重要であり、その一体的措置を図るために両行政の連携した取組が必要である。

(6) 健康づくり対策

事業場における一般定期健康診断の有所見率の上昇や、神奈川県内の死亡者の主な死因は第1位が悪性新生物、第2位が心疾患、第3位が脳血管疾患となっていることから、職域・地域ともに生活習慣病の予防が重要であり、予防対策を推進するためには健康づくりの連携した取り組みが必要である。

(7) 受動喫煙防止対策

国では平成23年10月から、受動喫煙防止対策に取り組む事業者を支援するため、財政的支援として助成金制度及び技術的支援として相談業務を実施しており、平成25年度は助成金制度を拡充する改正が行われたところである。

一方、神奈川県では「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を平成22年4月1日から施行すると共に、分煙基準に適合する分煙設備等を整備する小規模事業者に対する融資・利子補給制度を実施している。

受動喫煙防止対策を推進するためには、両制度の活用の促進と国と県の連携した取り組みが必要である。

4 仕事と生活の調和の実現

政労使の合意による「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」及び行動指針において、平成32年までの目標として、「年次有給休暇取得率70%」、「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を平成20年の10%から5割減」とすることが定められていることを踏まえ、過重労働による健康障害の防止に向けた取組が重要であることについて事業主等の意識を高め、労使の自主的な取り組みを促進する等、働き方・休み方の見直しを促進していく必要がある。

第3 神奈川県労働局と神奈川県が協働して取り組むべき事項

国が推進する労働の分野における各種施策は、地域の実情に即した展開が重要であり、地方公共団体、労使団体等と緊密な連携を図りながら推進していく必要がある。

神奈川県労働局と神奈川県は、国と県の一体的取り組みの開始により両者の連携が一層強化されたことを踏まえ、平成25年度に「神奈川県労働総合調整会議」を設置するなど、更なる連携・協働体制の整備を進めてきたところであり、今年度においても本実施方針に基づき、最新の雇用情勢の共有や日常的な連携を図りつつ、各種施策に神奈川県労働局と神奈川県が一体となって取り組

んでいく。

1 雇用を通じて誰もが参加できる社会の実現

(1) 新卒者の雇用促進

ア 神奈川新卒者就職応援本部の運営

神奈川労働局長を本部長とし、神奈川県、教育委員会、経済団体及びその他自治体等を構成員とする「神奈川新卒者就職応援本部」を核とし、地域関係機関が一体となって神奈川県における新卒者の就職支援を実施する。

イ 経済団体への雇用要請

神奈川県知事と神奈川労働局長が直接県内経済団体を訪問し、若年者の雇用機会の確保等について協力要請を行う。

ウ ワンストップ型の支援サービス

かながわ総合しごと館スマイルワークにおいて「かながわ若者就職支援センター」（神奈川県運営）と「わかもの支援コーナー」及び「横浜新卒応援ハローワーク」（ハローワーク運営）の各施設の連携を強化しワンストップ型の支援サービスを目指し、効果的な支援を行う。

エ 各種支援事業実施に向けた協働

就職面接会、企業説明会及び支援セミナー等の支援事業において求人企業や参加企業集めを神奈川労働局・ハローワークが行う。神奈川県は広報について協力を行う。

(2) 若年者・非正規雇用労働者の雇用対策の推進

神奈川労働局・ハローワークでは、若年者や非正規雇用労働者の雇用促進に取り組む企業への支援として、下記の事業を開始することから、神奈川県ではこれらの事業の周知に協力する。

ア 若者応援企業宣言事業の拡大

ハローワークに若者を対象とした求人を提出した企業のうち、若者の採用・育成に積極的であり、詳細な企業情報・採用情報を公表する中小・中堅企業を神奈川労働局・ハローワークが積極的に支援していく。

イ キャリアアップ助成金の活用

キャリアアップ助成金を活用し、雇用する非正規雇用労働者等に対する、無期雇用への転換、職業訓練、処遇改善等の正規雇用化を促進する。

(3) 違法派遣、偽装請負等の防止・啓発

神奈川労働局と神奈川県は、労働者派遣法の一部を改正する法律が成立した場合には、改正内容について正しい理解と履行確保を目的として改正派遣法周知説明会を開催し、派遣元・先事業主や請負事業者・発注者への周知啓発を行う。また、神奈川労働局は、派遣先事業主・発注者を対象とした「労働者派遣事業適正化セミナー」を開催し、労働者派遣法の周知啓発を行い、神奈川県はセミナーの広報について協力する。

神奈川労働局は、同法違反を繰り返す派遣元・先事業主及び請負事業者・発注者に対し、厳正な指導監督を実施して派遣労働者等の保護及び就業条件の確保を図る。

(4) 女性の活躍推進

ア 女性の活躍推進と仕事と家庭の両立支援策の推進

女性の活躍推進や両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備が進むよう、神奈川労働局及び神奈川県は連携して、男女雇用機会均等法及び関係法令並びに育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに、ポジティブ・アクションの取組とポータルサイトを活用した情報開示の一層の促進を図る。また、マザーズハローワーク横浜において、就業を希望する子育て女性等にきめ細かな就業支援を行う。

さらに、神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づき、神奈川県が子ども・子育てを支援している事業者を「かながわ子育て応援団」と認証する制度を普及促進するため、神奈川県労働局においても、認証要件の1つである一般事業主行動計画を策定・届出した企業に対し、認証制度の周知を図る。併せて、神奈川県においても、認証制度を取得した企業に対し、「次世代認定マーク（くるみん）」取得について周知を図る。

イ 女性の就業希望の実現

地方自治体をはじめ、子育て女性等の就職支援に取り組む関係機関との間で具体的な連携の在り方を協議するなど、連携を確保の上、マザーズハローワーク等において就職を希望する子育て女性等に対するきめ細かい支援を実施する。

(5) 障害者の就労促進（障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現）

ア 「神奈川県障害者雇用推進連絡会」の運営

神奈川県労働局、神奈川県、労使団体等を構成員とする「神奈川県障害者雇用推進連絡会」の取り組みを積極的に推進する。特に中小企業への支援強化や地域の就労支援力の更なる強化に努める。

イ 経済団体への雇用要請

神奈川県知事と神奈川県労働局長が直接県内経済団体を訪問し、障害者の雇用機会の確保等について協力要請を行う。

ウ 「チーム支援」の推進

ハローワークは地域の中核として神奈川県とともに関係支援機関・学校との連携を図る。

神奈川県は障害者しごとサポーター等の参加によりチーム支援の一員として一連の支援に協力する。

エ 障害者の職業能力開発支援の充実

神奈川県労働局・ハローワークは神奈川県との連携をとりながら、真に職業訓練を必要とする者に職業訓練の機会が付与されるよう適切な受講あっせんに努める。また、訓練受講中及び訓練修了後の効果的な就職支援を行う。

オ 障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

神奈川県と神奈川県労働局は、障害者雇用フォーラム（セミナー）を開催し、障害特性等の理解及び雇用の促進を図る。

(6) 福祉人材確保事業の推進

ア 福祉人材確保推進協議会

福祉・介護人材の確保・定着を図るため、神奈川県労働局、神奈川県をはじめとする関係機関で構成する「福祉人材確保推進協議会」等を通じ、地域における福祉・介護人材確保に係るネットワークを構築し、各機関の施策についての情報共有及び連携を図る。

イ 保育士の人材確保

保育士の人材確保を図るため、「保育士マッチング強化プロジェクト」に基づき神奈川県、市町村及び保育士・保育所支援センター等の関係機関が連携し、研修会、相談会、保育所見学会及び就職面接会等開催に係る情報共有・求職者・求人者へ積極的な周知徹底及び未充足求人に対するフォローアップを強化する。

(7) 外国人労働者の雇用管理の改善

神奈川県労働局は「外国人雇用管理セミナー」において「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」を事業主に周知する。神奈川県は県内の労働センターに寄せられる外国人

労働相談を例示する等、同指針の啓発指導に協力する。

また、「外国人労働者問題連絡調整会議」（神奈川県開催）に神奈川県労働局、ハローワークは協力し、外国人労働者の雇用管理改善に向けた連携を図る。

さらに、ハローワークは、厚生労働省委託による日系人就業準備研修の修了者を県の委託訓練につなげる取り組みを行う。

(8) 林業労働力確保対策

神奈川県労働局・ハローワーク・神奈川県・神奈川県森林組合連合会が連携して「かながわ林業就職面接会」を開催し、新規就労者を求める林業事業体と林業への就職希望者のマッチングを行い、併せてかながわ森林塾「演習林実習コース」受講者に対する就職促進を図り、林業労働力確保に向けた効率的な取り組みを推進する。

(9) がん患者等の長期療養者に対する就職支援事業の推進

がん患者等の長期療養者の就職支援については、ハローワーク横浜に「長期療養者職業相談窓口」を開設し、がん診療連携拠点病院（横浜市民病院）と連携したモデル事業を実施している。また、平成26年度においては、神奈川県が、仕事と治療の両立支援のための「相談支援センターへの社会保険労務士派遣モデル事業」を開始することから、それぞれのモデル事業の成果を共有し、なお一層の就職支援の強化を図る。

(10) 神奈川県と神奈川県労働局の協定に基づく一体的実施事業の推進

「アクション・プラン」（平成22年閣議決定）に基づく神奈川県との一体的実施事業については、かながわ総合しごと館スマイルワーク内の、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」で中高年齢者を対象に、「マザーズハローワーク横浜」で女性を対象に就労支援を展開している。引き続き、神奈川県と労働局（ハローワーク）が連携した取り組みを行う。

2 重層的なセーフティネットの構築

(1) 公共職業訓練、求職者支援制度によるセーフティネットの確保

ハローワークは雇用保険を受給できない求職者に対して、公共職業訓練あるいは求職者支援訓練の適切な誘導、受講あっせんを行うとともに、訓練終了後に安定した就職を実現できるよう、きめ細かな就職支援を行う。更に、訓練機関を通じて求人情報の提供等を行うことにより訓練受講者の早期の就職を支援する。

神奈川県は、求職者のニーズに則した効果的な公共職業訓練を実施するとともに、訓練コースの周知を図るなど、職業訓練が必要な求職者に対する確かな情報提供を行う。

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者等の就労による自立を促進するため、協定を締結することにより、自治体への常設窓口の設置、または定期的な福祉事務所への巡回相談等を実施し、相談・申請段階や受給後早期段階の集中的な就労支援を実施する。

3 法定労働条件の履行確保、労働災害の防止及び労働者の心身の健康の確保

(1) 若者の使い捨てが疑われる企業等に対する取組及び職場のパワーハラスメント対策

若者の使い捨てが疑われる企業等に対する平成25年9月の監督指導結果や「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を踏まえ、神奈川県労働局と神奈川県が連携して労使を対象としたセミナーの開催等の啓発や相談体制の整備などに取り組み、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止、賃金不払残業の解消及び職場のパワーハラスメント対策を推進する。

(2) 労働災害の防止

神奈川県の発注する建設工事現場における災害防止対策として、「公共工事発注機関連絡

協議会」の開催・出席、現場把握、パトロールの実施、安全対策技術講演会の開催等により連携を深める。

(3) 介護労働者の労働条件確保改善・社会福祉施設の労働災害防止

介護労働者の労働条件確保改善・社会福祉施設の労働災害防止（腰痛対策を含む）対策として、事業者に対する会議・説明会等を協働して実施し、新規開設事業場の把握等について連携を深める。

(4) 石綿による健康被害の防止

神奈川労働局と神奈川県及び政令市を含めた協議会の開催、情報の共有化、及び神奈川労働局と神奈川県との協定等に基づく指導・立入検査等について連携を強める。

(5) メンタルヘルス対策

神奈川労働局においては、「神奈川メンタルヘルス対策推進会議」を開催するとともに、「かながわ自殺対策会議」に出席し関係機関との連携及び情報の共有化を図る。また各労働基準監督署においても、地方自治体等関係機関との連携及び情報の共有化を図るとともに、関連する団体等を活用した広報を実施する。

(6) 健康づくり対策

神奈川労働局においては、「神奈川健康づくり推進会議」を開催するとともに、神奈川県が開催する「かながわ健康プラン21推進会議」及び「地域・職域連携推進部会」に出席し、関係機関との連携及びそれぞれの取組に関する情報の共有化を進める。

(7) 職場における受動喫煙防止対策

全面禁煙又は空間分煙による受動喫煙の防止に関する取組を進める。併せて、国の助成金制度と神奈川県の融資・利子補給制度の実施について情報の共有化に努めるとともに、助成及び融資制度を中心とした受動喫煙防止対策説明会を共同開催するなど連携を図る。

(8) 医療分野の「雇用の質」の向上のための取組の推進

医療分野の「雇用の質」の向上のため、地域の実情を踏まえ、神奈川労働局、神奈川県が協働し、企画委員会のさらなる活用、研修会の充実、医療機関を対象とする個別支援等により、医療従事者の勤務環境改善に向けた取り組みを推進する。また、「医療勤務環境改善支援センター」の設置に向けた検討を行う。

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進に向けて、各機関のメールマガジンや広報誌を活用して情報提供等を行うなど気運の醸成を図り、労使の自主的な取り組みを促進するため、神奈川労働局、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市が連携して、ワーク・ライフ・バランス講演会の開催等を行う。

5 震災復興のための雇用対策

「日本はひとつ」しごと協議会による関係機関との連携を土台にした雇用対策の実現

神奈川県内への避難者の就職支援体制を整備するため、県内の地方自治体、国の出先機関、関係団体等を構成員とする「かながわ『日本はひとつ』しごと協議会」（平成23年4月に設置）を有効活用し、構成機関・団体に対し、「日本はひとつ」しごとプロジェクトに盛り込まれた施策等に係る情報の共有により、更なる相互連携の強化と、その効果的な事業推進を図る。

また、ハローワークは、復旧・復興事業で生じる求人を実実に開拓・確保し、必要な求職者に

は担当者制による個別対応など、個人の特性・状態に応じた就職支援を行う。